

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

## 岩手国民年金 事案 634（事案 357 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年8月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、私の亡き義母が納めてくれていたはずであるにもかかわらず、年金記録確認第三者委員会の審議結果では、記録訂正の必要無しと判断された。

今回、私の夫の妹や娘が、申立期間当時、国民年金保険料の集金にやってきた区長さんと義母が保険料と保険料預り証をやり取りしている場面に数回居合わせ、保険料預り証の記載内容まで見せられたと証言してくれたほか、昭和62年当時、A町（現在は、B市）役場で年金係長をしていた職員も申立内容を裏付ける証言をしてくれるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母や当該保険料を集金していたとする集金人は既に他界しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られず、申立期間の具体的納付状況は不明であること及び社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しはC町から旧A町に再度、転入後の昭和48年9月であり、同年8月以前は未加入期間であることから保険料を納付することはできない期間である上、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、申立期間の国民年金保険料納付の事実について証言してくれる者として、申立人の夫の妹、娘及び元A町役場年金

担当職員の名前を挙げていることから、これらの者に照会したところ、申立人の夫の妹及び娘は、「当時、区長さんが自宅を訪れていたのは承知しているが、どのような用向きで見えられたのかは不明であり、国民年金保険料のやり取りを実際に確認したわけではない。」と回答しており、元A町役場年金担当職員も「昭和 62 年ころ、申立人の夫が役場を訪れ、申立人の年金記録の訂正を求めたとする件について、はっきり記憶に残っているわけではなく、申立期間に係る国民年金保険料預り証を確認した記憶も無い。」と供述していることから申立内容を裏付ける証言や関連資料を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月 26 日まで

私は、高校卒業後の昭和 53 年 4 月から A 社に勤務し、健康保険証が発行され、厚生年金保険料も給料から控除されていたと記憶している。

保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について、元事業主に照会したが、申立期間当時の資料が無く不明としており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所に係る新規採用者等の厚生年金保険の加入時期について、当該事業所に勤務していた複数の元同僚等に照会したところ、「入社の際、事業主から試用期間を経てから社会保険に加入してもらおうと説明を受けた。」との供述を得た。

さらに、申立人は昭和 53 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月に当該事業所へ入社しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、同年 9 月 26 日に資格取得した元従業員 3 人と同時に連番で払い出されていることから、申立人は同日において、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認される。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 9 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 9 月までの期間において、標準報酬月額が 24 万円から 20 万円に下がっているが、給与等級は、申立期間以前と変わらず 5 等級 8 号給であり、給与総額が大きく下がることは無かったので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険料の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

当該申立てにおいて、申立人が給与明細書を所持している期間については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円から 26 万円までの額であるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 20 万円であり、当該額はオンライン記録と一致している。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿（そきゅう）における申立人の標準報酬月額について、遡及訂正及び取消処理は行われておらず、不自然な点は見当たらない。

さらに、当該事業所に当時の厚生年金保険の手続について照会したが、当時の担当者は退職している上、資料も残っていないため不明である旨回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 21 日から 50 年 6 月 20 日まで  
② 昭和 52 年 10 月 11 日から 53 年 6 月 10 日まで

申立期間①について、私はA社B支店（以下「B支店」という。）で期限付臨時社員として勤務していた。

また、申立期間②については、A社C支店（以下「C支店」という。）で期限付臨時社員として勤務していたが、どちらの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社人事課（以下「人事課」という。）が保管している辞令書（写）により、申立人が申立期間においてB支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、人事課は、当時の関係資料が無いので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明であると回答している。

また、当時、B支店に勤務したとする複数の元同僚は、当時、B支店の厚生年金保険の加入手続は、A社D支店（以下「D支店」という。）が担当していたと供述しているところ、D支店は、昭和 50 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、昭和 50 年 1 月 4 日からB支店に期限付臨時社員として勤務し、同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した元同僚は、「私が勤務を開始したとき、D支店の担当者に厚生年金保険への加入についてお願いしたところ、期限付臨時社員は加入させていないと言われたが、何か月か経過した後には加入できるようになったと言われ、その時から厚生年金保険料を控除された。」と供述している。

申立期間②については、人事課が保管している辞令書（写）及び雇用保険の被

保険者記録により、申立人が申立期間においてC支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、人事課は、当時の関係資料が無いので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明であると回答している。

また、申立人は、当時、その夫が加入するG共済組合の被扶養者となっていたと供述していることから、同組合E県支部に照会したところ、昭和52年5月1日から現在に至るまで夫の被扶養者になっていることが確認できる。

さらに、C支店に勤務したとする複数の元同僚は、当時、C支店の厚生年金保険の加入手続は、A社F支店（以下「F支店」という。）が担当していたと供述していることから、F支店に勤務していた複数の元社員に照会したが、これらの者は所在不明であるか既に他界していることから、具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月22日から同年6月16日まで

私は申立期間に船舶所有者AのB丸に乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無かった。船員手帳を提出するので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳により、申立人が船舶所有者AのB丸において、昭和31年3月22日に雇入れ、同年6月16日に雇止めされていることが認められる。

しかし、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録は無く、被保険者証の番号に欠番や乱れも無い上、船員保険被保険者台帳においても申立人の当該事業所における被保険者記録は無い。

また、申立人が一緒に乗船したと供述している者は、申立期間について船舶所有者Cにおいて船員保険被保険者となっているところ、申立人の同事業所における船員保険の資格取得日は昭和28年9月17日、資格喪失日は31年3月16日と記録されており、申立期間において申立人の記録は無く、被保険者証の番号に欠番や乱れも無い上、当該記録は船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

さらに、両船舶所有者はいずれも所在不明であり、両事業所において船員保険被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 688

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額がそれまでに比べて低く記録されていたので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人は申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、平成 12 年 2 月 1 日に事業主が社会保険事務所（当時）に対し、申立人に係る 11 年 12 月からの標準報酬月額を改定する旨の届出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正している等の不適切な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月ごろから同年9月ごろまで  
② 昭和35年4月ごろから同年9月ごろまで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人が事業所の所在地として供述したC市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会しても同事業所名での法人登記の記録は無い。

また、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C市においてA社と類似する名称のD社とE社という事業所が厚生年金保険の適用事業所として記録されているが、いずれの事業所も申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

B社に係る申立期間②については、申立人が事業所の所在地として供述したF市において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会しても同事業所名での法人登記の記録は無い。

また、申立人は、申立事業所とG社の事業主は同じ人であったと供述しているところ、登記簿によると当該事業主は、申立期間当時は取締役であるが既に他界しており、登記簿における代表取締役も所在不明のため、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、G社は、昭和36年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける

関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで

私はA社の事業主であったが、申立期間において実際の報酬額より低く標準報酬月額が記録されているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であり、平成 3 年 3 月 27 日からは清算人であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前の期間より低い額に改定されていることが確認できるが、いずれもさかのぼって訂正された形跡は無く、記載内容に不自然な点は見られない上、申立期間において定時決定の処理が毎年行われていることが確認できることから、事業主が申立てどおりの被保険者報酬月額算定基礎届を提出したにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人は当時の資料は保管していないと供述しており、申立人が経理事務を依頼していたとする会計事務所に照会したが、当時の資料は無いと回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 691

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月ごろから 43 年 3 月ごろまで  
私はA社に二度勤め、昭和 51 年 1 月 12 日から同年 3 月 30 日までの厚生年金保険の被保険者記録はあるが、申立期間の同記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 57 年 7 月 2 日に解散しており同社の事業を継承したB社に照会したところ、当時の資料は保管しておらず不明と回答しており、申立期間当時の代表取締役役に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の届出について確認することができなかった。

また、申立人が一緒に働いたとしている複数の同僚には、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無く、同期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会しても申立人を記憶している者は無く、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は昭和 51 年 1 月 12 日から同年 3 月 22 日までであり、申立期間における同記録は確認できない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。